

令和4年度 固定資産課税台帳の 縦覧・閲覧のご案内

○縦覧 固定資産税の納税者は、無料で土地や家屋の価格等に関して縦覧ができます。

▼縦覧できる方

- ・土地または家屋の固定資産税が課税されている方
- ・納税者と同居の親族
- ・納税管理人
- ・納税者から委任を受けた方

▼持ち物 本人確認ができる運転免許証等

※代理の方は、委任状が必要です。

▼期間 4月1日(金)～5月2日(月) (土日祝日を除く)

▼時間 午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後7時まで)

▼場所 税務課(本庁1階)

○閲覧 納税義務者は、本人の資産に関してのみ一年を通して閲覧できます。料金は、縦覧期間中は無料ですが、その他の期間には有料となります。

▼問合せ 税務課資産税係
☎(7)6905

令和3年分確定申告 所得税等の納付等の期限に ご注意ください

令和3年分確定申告における所得税等の納付について、納期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。

納税が納期限に遅れた場合または残高不足等で口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症等で、期限までに申告が困難な方は延長できます。

【振替納税をご活用ください】

振替納税は、申告所得税および復興特別所得税や個人事業者に係る消費税および地方消費税で利用できます。振替納税は、金融機関や税務署に届出がなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。振替納税を利用したい方は、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までにご提出ください。

| 税目等 | 納期限 | 口座振替日 | |
|-------------------|-----|----------|----------|
| 申告所得税および復興特別所得税 | 確定分 | 3月15日(火) | 4月21日(木) |
| | 延納分 | 5月31日(火) | 5月31日(火) |
| 個人事業者の消費税および地方消費税 | 確定分 | 3月31日(木) | 4月26日(火) |
| 贈与税 | 確定分 | 3月15日(火) | 利用できません |

▼問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115(自動音声)

災害は突然やってくる!!

～防災情報が確認できるよう備えましょう～

那須町安全安心メール

火災や防災、新型コロナ等の情報をメール配信します。



ヤフー! 防災速報

指定地域の地震や豪雨、警報などをアラートでお知らせします。



キリトリ線

キリトリ線から切り離して、電話機等の目につく所に貼ってください

防災行政デジタル無線

町内の方に防災情報などを屋外スピーカーでお知らせしています。発信された内容が聞き取りにくい場合は電話で確認できます。

☎0120-55-1123(無料)

※無料回線を増やしたため、有料回線は廃止しました。
※放送後48時間で音声は消去されます。

自転車の適正な利用に向けて

自転車に関係する交通事故の防止や被害者の保護を図ることを目的に「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、4月1日から施行されます。

- 条例の主な内容
- ①乗車用ヘルメットの着用(努力義務)
 - ②自転車の点検整備(努力義務)
 - ③自転車保険への加入義務(7月1日施行)

▼問合せ 栃木県くらし安全安心課 ☎028-623-2185



県ホームページ

令和4年春季火災予防運動

地域の皆さんに火災予防の意識をより強く持っていただくことで、火災による死者と財産の損失を防ぐことを目的に、春季火災予防運動を実施します。期間中は、消防車両が町内を広報巡回します。

火災は、一瞬にして皆さんの大切な命や財産を焼失してしまいます。外出する際には、もう一度火の元の確認を行ってください。また、昨年の11月から空気が乾燥する気候が続いています。火気の取り扱いには十分注意してください。

▼実施期間 3月1日(火)～7日(月)

▼問合せ 那須消防署 ☎(7)1215